

## 愛知県立松平高等学校 「いじめ防止基本方針」

平成 30 年 4 月 1 日

### 1 いじめについての定義

「いじめ」とは生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

また、けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要がある。

- 具体的には
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 いじめに対する取組

#### (1) 未然防止

- ・ いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないという考えのもと、全ての教職員が取り組む。
- ・ 生徒に対して、全校集会や学級活動などで教職員がいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成してゆく。
- ・ 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどする。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作り・集団作りをはかる。
- ・ わかりやすい授業づくりや、生徒が活躍できる場の提供、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・ インターネットの利用に関する指導や情報モラル教育を充実させ、情報リテラシー能力を高める。

#### (2) 早期発見・早期対応

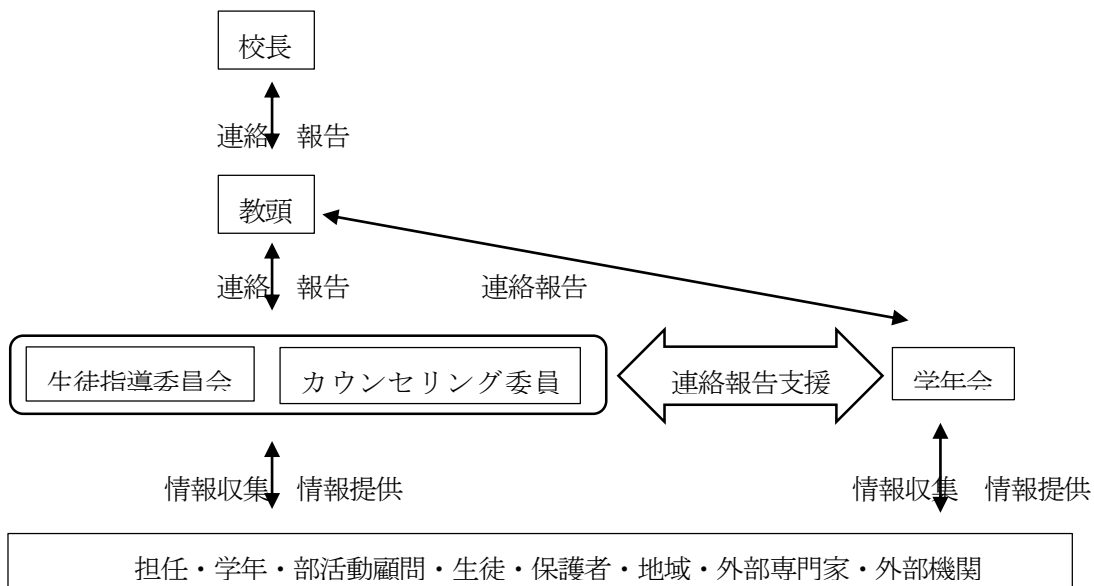
- ・ 生徒の日常的な行動の様子を把握し、小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・ 生活記録等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめである可能性を認識して、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 地域、家庭、学校評価委員会等と連携して生徒を見守る。
- ・ 定期的なアンケート調査を実施し、生徒に対する定期的な面接、必要に応じた面接を実施する。
- ・ いじめを発見、相談を受けた場合、疑いがある場合には、速やかに組織的に対応し、情報共有を徹底する。
- ・ 相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

平成 30 年 6 月 29 日(金)

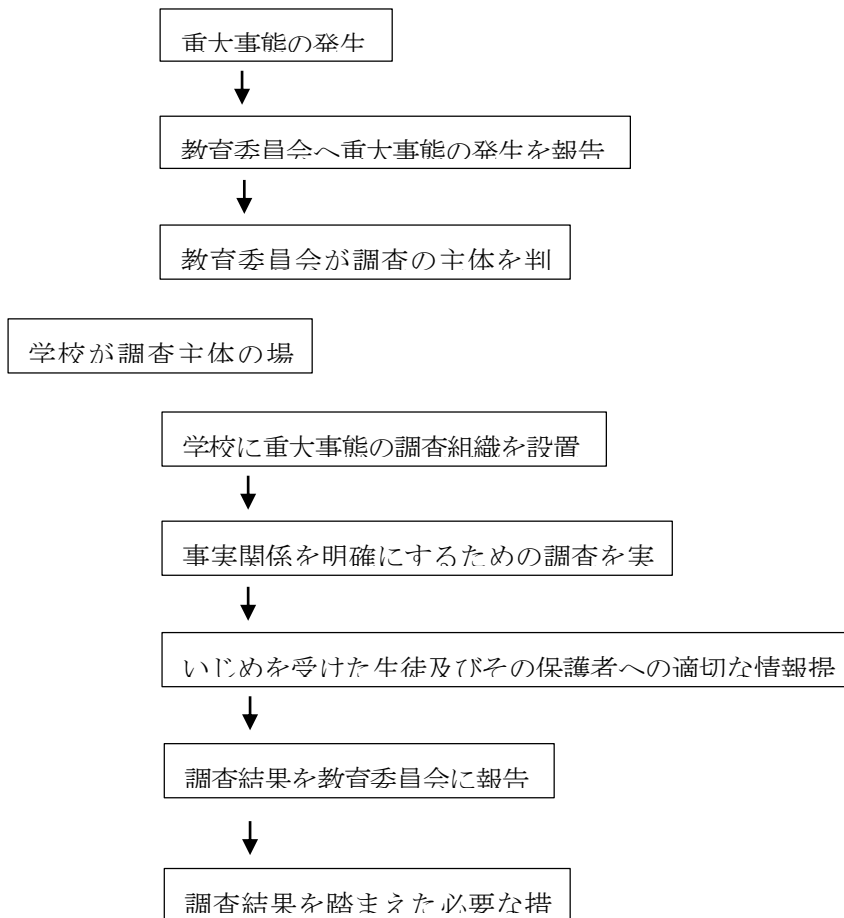
- ・いじめに対して、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
  - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、関係機関（所轄警察署、児童相談所、医療機関等）と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - ・いじめを見ていた生徒に対しても、「観衆」や「傍観者」として荷担していた可能性があり、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を指導する。
  - ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 再発防止
- ・いじめの被害生徒を徹底して守り通すための、組織的な対応を行い、再発防止に努める。
  - ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。
- (4) 教育相談体制の確立
- ・カウンセリング委員会を、教育相談体制の中核組織とする。
  - ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
  - ・日常的な生徒の行動、面接、生活記録等による生徒の情報について共有をはかり、協力をする。
  - ・心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教師経験者・警察官経験者など外部専門家・外部機関の協力を得る。
- (5) 生徒指導体制の確立
- ・生徒指導委員会を、生徒指導体制の中核組織とする。
  - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
  - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、迅速に情報共有を行い、関係のある生徒への事実関係を確認の上、組織的な指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を実施する。
- (6) 校内研修(教職員)の実施
- ・教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、校内研修や職員会議などで周知を図る。
- (7) 点検・検証・見直し・評価の実施
- ・上記に定めたいじめに対する取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの問題に適切に対応できたか、対処がうまくいかなかったケースの検証や、組織として十分な機能を果たしたか等「いじめ防止基本方針」を、カウンセリング委員会及び生徒指導委員会において年度末に検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

- ・「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえて、いじめ防止に関する取組等の改善を図る。

### 3 組織図・役割



### 4 重大事態への対応



## 5 取組の年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	委員会の動き	保護者・地域との連携
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談室や SC の周知【<u>全学年</u>】<u>生</u></li> <li>面接期間【<u>全学年</u>】<u>学・生・教</u></li> <li>健康調査、観察の実施【<u>全学年</u>】<u>保</u></li> <li>新入生オリエンテーション【<u>1 学年</u>】<u>生</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC、相談部、養護教諭・学年との連携（年間を通じて）<u>生・保・学</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ防止基本方針」の周知</li> <li>必要に応じ委員会の実施（年間を通じて）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いじめ基本方針」の保護者説明</li> <li>部活動公開</li> </ul>
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の実施【<u>3 学年</u>】<u>学</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活実態（いじめ）アンケートの実施。<u>教・生</u></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>おはよう声掛け運動</li> <li>PTA 委員会での説明、懇談</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業研究週間【<u>全学年</u>】<u>教</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC、相談部、養護教諭からの報告<u>生・保</u></li> </ul>		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導講話【<u>全学年</u>】<u>生</u></li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA 合同補導</li> </ul>
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターンシップの実施【<u>2 学年</u>】<u>学・生情</u></li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA 合同ボランティア活動</li> </ul>
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>面接期間【<u>全学年</u>】<u>学・生・教</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価→検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA 文化祭参加</li> </ul>
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導講話【<u>全学年</u>】<u>生</u></li> <li>授業研究週間【<u>全学年</u>】<u>教</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SC、相談部、養護教諭からの報告<u>生・保</u></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>授業公開</li> <li>おはよう声掛け運動</li> <li>学校評議委員との懇談、評価</li> </ul>
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭クラブボランティア活動【<u>生情科</u>】<u>生情</u></li> </ul>			
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導講話【<u>全学年</u>】<u>生</u></li> <li>ボランティア活動の実施【<u>2 学年</u>】<u>学</u></li> </ul>			
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の実施【<u>1 学年</u>】<u>学</u></li> </ul>			
2 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>SC、相談部、養護教諭からの報告<u>生・保</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価検証→見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA 委員会での説明、懇談</li> </ul>
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導講話【<u>全学年</u>】<u>生</u></li> </ul>			

教…教務部 生…生徒指導部 保…保健厚生部 学…学年会 生情…生活情報部